

第4章 幼児児童生徒の指導・管理に関する規程

8 いじめ防止基本方針（平成26年策定）

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

（1） いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

（2） いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

（1） いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、各学部主事、生活指導主任、養護教諭、教育支援部主任等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

（2） 学部会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

（1） 学級経営の充実

- ① 児童生徒の健康観察や実態を十分に把握し、児童生徒一人一人に寄り添ったよりよい学級経営に努める。
- ② 分かる・できる授業の実践に努め、児童生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

（2） 相談体制の整備

- ① すべての職員が児童生徒からの声に耳を傾け、児童生徒一人一人の理解に努める。

（3） インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ① 児童生徒の携帯電話、インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 学校における早期発見のための取組

学級担任が中心となり児童生徒の些細な変化にも気を配り、全学校職員で情報を共有するよう努める。学校と保護者とのラポートをとり、家庭内、学校内の様子を互いに把握し合うよう努める。

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

児童生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、児童デイサービス、地域の関係各課、教育委員会、近隣学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の確認をする。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ対策委員会規約

県立西崎特別支援学校

(主 旨)

第1条 この規約は、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、沖縄県立西崎特別支援学校いじめ対策委員会(以下委員会とする)の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 委員会は、いじめ防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校内の協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、対策を推進することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員は前条の目的を達成するために、次の事項について審議し、それを推進する。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口に関すること
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有に関すること
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時の対応に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、各学部主事、生活指導主任、養護教諭、教育支援部主任、関係職員で構成する。

(委員会)

第5条 委員会は校長が招集する

- (1) 教頭が司会、記録は生活指導主任が行う。
- (2) 資料等の準備と保管は各学部教育相談係が行う。

(附 則) この規約は、平成26年4月1日から施行する。